

事業の目的		心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児期の教育・保育を行うほか、保育所保育指針に掲げる目標が達成されるよう養護・教育を行うことを目的とします。			保育理念(事業運営方針)		仏教保育を基本とし、「保育所保育指針」及び「楽しく食べること～保育所における食育に関する指針」に準拠し、適切な環境の中で、幼児に対し、「ひとりひとりのところと身体を大切に集団保育・生命尊重の保育」を行う。手を合わす生活の中で、自然を含め自分の周りの多くのものに気付く。美しさ、やさしさ、あたたかさ、ありがたさ、待つこと、励むこと、よろこび等の思いやりのある心情を大切に育む。(養護と教育の充実) ○保育者は、常に日々保育の中で幼児の内側よりわきでている「声なき声」を聞きとれる保育者になるよう自己研鑽に励み、家庭(保護者)や地域との連携を大切にしながら、乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進する。「手を合わせる幼児」が、「手を合わせる大人」に成長していく、一番最初の姿を間近にするよろこびを胸に、保育の実践をする。						
保育方針		「生きる力の基礎」を育む ○【奉仕～子どもの人権・環境・平和】～思いやり、助け合い、いのちを大切にすることを育む ○【反省～人間関係の基礎を学ぶ・挨拶】～明るく、すなおで、みんな仲よく元気でひのびと過ごす力を育む ○【忍耐・努力～学習意欲・関心・興味】～ガマンする力、良いことを最後までやりぬく力、学習意欲を育む ○【静かなところ～基本的な生活習慣・食育】～落ち着いた生活の中でのものを大切に、感謝し敬う心、じりつ心を育む			園の保育目標		『おさな子の保育に生かそう慈悲の手を』 明るく(仏)・正しく(法)・なかよく(僧)・豊かに(宝)						
子どもの保育目標 (保育目標・保育の内容ともに年間指導計画の基礎事項・年間指導計画・行事のねらいは別紙)		乳児	生理的欲求を満たし生活リズムをつかむ	3歳児	身近な仲間や自然等の環境と積極的に関わり、意欲を持って活動する	保育時間など		2・3号認定/基本保育時間 標準認定7:00～18:00 短時間認定7:00～16:00 延長保育時間 標準認定18:00～19:00 短時間認定 16:00～19:00					
		1歳児	行動範囲を広げ探索活動を盛んにする	4歳児	信頼感を深め、仲間とともに感情豊かな表現をする	主な行事(日常の節目としての行事設定)		入園式/始業式/誕生会/健康診断/花祭り/春の遠足/保育参観日/運動会/七夕/夕涼み会&縁日/お盆/クラス懇談会/子育て講演会/祖父母参観日/秋彼岸会/秋の遠足/各種コンサート/園外保育バス旅行/成道会/おゆうぎ会/老人ホーム慰問等/初観音/豆まき会/園人面談/作品展/ひなまつり人形劇/春彼岸会/給食試食会/卒園児を送る会/卒園式/修了式					
		2歳児	象徴機能や想像力を広げながら集団活動に参加する	5歳児	集団生活の中で自立的・意欲的に活動し、体験を積み重ねる								
■保育所保育に関する基本原則/役割目標		■保育の方法/環境		■保育所の社会的責任		■養護に関する基本的事項		■保育の計画と評価		■幼児教育を行う施設として共有すべき事項		◎小学校との連携(接続)	
児童福祉法に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、健全な心身の発達を図る。保育に関する専門性を有する職員が、養護及び教育を一体的に行う。保護者支援及び地域の子育て支援等を行う。		健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を整え、一人一人の発達過程に応じ、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育する。保護者を理解し適切に援助する。		人権に配慮する。子どもの人格を尊重し保育を行う。地域社会との交流や連携を図り、保育の内容を適切に説明する。個人情報等を適切に取り扱う。保護者の苦情解決を図るよう努める。		養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり。保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行う。養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育を展開する。		保育の目標を達成するため、方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえた保育の内容を組織的・計画的に構成され総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成する。これに基づき指導計画、保健計画、食育計画等を作成する。保育士等の自己評価、保育所の自己評価を行い、公表し、保育内容の改善を図る。		生涯にわたる生きる力の基礎を培うため、保育の目標を踏まえ、資質・能力の3本の柱を一体的に育むよう努める。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、ねらい及び内容に基づく保育活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であり、保育士等が指導を行う際に考慮する。		保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う。育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教師との意見交換、研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなどとして、保育所保育と小学校教育との円滑な接続に努める。子どもに関する情報共有に関して、就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにする。	
■保育の目標		◎『おさな子の保育に生かそう慈悲の手を』 明るく(仏)・正しく(法)・なかよく(僧)・豊かに(宝) ●子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う。 (ア)生命の保持及び情緒の安定を図る (イ)心身の健康の基礎を培う (ウ)愛情と信頼感、人権を大切にすることを育むとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う (エ)生命、自然及び社会への興味や関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う (オ)言葉への興味や関心を育て、言葉の豊かさを養う (カ)豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う											
■養護(保育士が行う事項)		年齢	乳児	1歳児(満1歳より)	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	◎小学校以上の連携に鑑みて 育みたい資質・能力は小学校以上の個別の「知識や技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」につながるものである。また、この資質・能力を実現するためにアクティブ・ラーニングを用いる。				
		生命の保持	●生理的欲求の充実を図る	●生活リズムの形成を促す	●適度な運動と休息の充足	●健康な生活習慣の形成	●運動と休息のバランスと調和を図る	●健康・安全への意識の向上					
		情緒の安定	●応答的な触れ合い ●情緒的な絆の形成	●温かなやり取りによる心の安定	●自我の育ちへの受容と共感	●主体性の育成	●自己肯定感の確立と他者の受容	●心身の調和と安定により自信を持つ					
◎ねらい及び内容並びに配慮事項(養護と教育は一体となって展開されることに留意)													
◎教育 (園児が環境に関わって経験する事項) ※乳児は3つの視点、幼児は5つの領域で区分されている。(基本的事項を十分に参照) ※指針では乳児と満1歳に区分されているので、満1歳を迎えた場合は1歳児の5領域を参照。 ※子どもの発達や成長の援助をねらいとした活動の時間については、意識的に保育の計画等に位置付けて、実施する。なお、活動の時間については、保護者の就業状況等に応じて子どもが保育所で過ごす時間がそれぞれ異なることに留意して設定する。		(乳児)3つの視点	乳児	(満1-3歳未満児)5領域	1歳児(満1歳より)	2歳児	(3-5歳児)5領域	3歳児	4歳児	5歳児	■幼児期の終わりまでに育ってほしい姿10項目	■教育・保育において育みたい資質・能力の3本の柱	
		健やかに伸び伸びと育つ	●身体機能の発達 ●食事睡眠等の生活リズム感覚の芽生え	健康	●歩行の確立による行動範囲の拡大 ●排泄の確立 ●運動、指先の機能の発達	健康	●意欲的な活動 ●基本的な生活習慣の確立	健康	●健康への関心 ●体全体の協運動	●健康増進とさらなる挑戦への意欲			
		身近な人と気持ちよく通じ合う	●特定の大人との深い関わりによる愛着心の形成 ●情緒の育みと応答による言葉の芽生え	人間関係	●周囲の人への興味、関心の広がりが ●自己主張の表出 ●友達との関わりが増大	人間関係	●道徳性の芽生えと並行遊びの充実	人間関係	●仲間との深いつながり	●社会性の確立と自立心の育成			
		身近なものに関わり感性が育つ	●身近なものに関わり感性が育つ ●身体の諸感覚認識による表現	環境	●好奇心を高める ●自然現象への積極的な関わり	環境	●身近な環境への積極的な関わり	環境	●社会現象への関心の高まり	●社会、自然現象へのさらなる関心と生活への取り入れ			
★健康支援/状態把握・増進・疾病対応		★食育の推進(食育計画別紙)			★環境及び衛生管理並びに安全管理(危機管理計画別紙)			★災害への備え(避難計画等別紙)		◆子育て支援(子育て支援計画別紙)		△職員の資質向上(研修計画別紙)	
●保健衛生推進委員の選任 ●健康及び育発達状態の定期的、継続的な把握 ●年2回の嘔吐による園児健康診断(内科・歯科) ●年2回園児の尿検査(外部検査機関委託)		●食品衛生管理者の選任(HACCPに沿った衛生管理) ●5領域との相関性を構築する。 ●部屋の活用 ●栄養バランスを考えた自園給食の提供 ●食育活動の実施 ●園児が園の菜園で収穫した米、野菜等の提供 ●行事食の提供 ●菜園作りの実施 ●クッキングの実施(5歳児教育及び祖父母参観) ●給食試食会の実施			●施設内外の設備、用具等の清掃及び消毒等、安全管理及び自主点検 ●子ども及び職員の清潔保持 ●感染予防対策指針の作成と実施及び保護者との情報共有 ●新型・変異型コロナウイルス感染症・インフルエンザ対応(自治体協力) ※年1回外部業者による点検及び園庭整備 ●警察署指導安全教室等 ●施設環境・安全管理～施設・整備等安全点検チェックリスト(毎月) ●病児保育(体調不良児対応型)「きりくんく」の推進			●避難訓練(火災、地震、不審者対応)の実施(毎月) ●総合訓練(消火・避難・通報・総合)の実施(年1回) ●消防署視察 ●消火訓練の実施(毎月～水消火器使用) ●被災時における対応と備蓄 ※年2回外部業者による消防設備点検(自治体事業) ●原子力災害(唐津市防災課との連携) ●非常災害時備蓄用品の管理		●地域子育て支援センターを併設し子育て支援を実施する。 ●教育及び児童福祉としての保育並びに子育て支援の有機的な連携が図られ、子どもの成長に気づき、子育ての喜びが感じられるよう子育て支援に努める。 ●特別保育事業の推進～子育て相談室の設置(緊急の場合は常時対応)・子育てサロン・ひまわり広場(月～金の午前10:00から午後3:00まで)実施 ●北波多地区保育園の子育て情報連携(情報誌～子育てサロンの発行)		●質の高い保育を展開するため、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努める。保育所職員に求められる専門性を理解し、保育の質の向上に向けた組織的な取り組みを行う。職場研修、外部研修など体系的な研修計画を作成し、結果を活用する。 ●キャリアアップ研修会[乳児保育・幼児教育・障害児保育・食育・アレルギー対応・マネジメント研修]に参加し資質向上を図る。(如遇改善、リーダーの選任) ●同一労働、同一賃金の推進及び労働環境を調える。 ●人権対策として北波多学校人権・同和教育研究会及び社会同和協議会等に参画し保育園における、人権・同和教育の研究とその推進を図る。 ●保育士の労務軽減のため、保育補助者の選任	
情報公開等		●人権尊重 ●虐待確認保護 ●個人情報保護 ●苦情処理解決対応及び第三者委員、運営協議会設置 ●看護師、栄養士等の専門者の配置 ●適正な園運営のための法人監事による内部監査の他、唐津市及び佐賀県福祉監査室による外部監査 ●ホームページの開設 ●給食試食会											
地域の実態に対応した保育事業と行事への参加		○保育教諭の確保により乳児保育を含む3歳未満児の受け入れを推進し、対応する。 ○老人会運動会 ○高齢者施設のご利用者とのふれあい訪問(サンハウス唐津・ほっかほっか唐津館) ○地域の高齢者との唐津焼体験											
自己評価等		●法人施設による適切な施設運営管理の評価 ●保育所の評価(全体の反省による全体計画等の反映) ●保育士等の評価(自己評価と子どもの評価の確立) ●自己チェックリストの実施と危機管理マニュアルの作成、習得											
特色ある教育と保育						○音楽あそび(リトミック教室 かつぱ太鼓・楽器遊び) ○井村体育教室 ○坐禅教室 ○唐津焼教室 ○子育てサロン(ひまわり広場) ○今日は何の日事業 ○仏教保育関係(・初観音・花祭り・両彼岸会・成道会他)							
研 修 計 画						○法人研修の継続 ○保育指針対応の園外・園内研修の継続(○人権研修(北波多学校同和研修会等) ○乳幼児教育・保育研修 ○キャリアアップ研修会 ○唐津市保育会、県保育会関係研修(新任保育士研修会等他) ○食育・アレルギー対応研修 ○給食研修 ○障害児保育研修 ○マネージメント研修 ○保健衛生・安全対策研修 ○保護者・子育て支援研修 ○北波多の教育を語る会への参画 ○北波多地区社会福祉協議会研修会 ○北波多地区青少年協研修会							
保育所保育指針の各章とマークの対応 第1章=■ 第2章=◎ 第3章=★ 第4章=◆ 第5章=△													